

議案第103号

川崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年 6 月 4 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(川崎市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「100分の70」を「100分の67」に改め、同条第2号中「100分の140」を「100分の128.79」に改め、同条第3号中「100分の180」を「100分の178」に改め、同条第4号中「100分の130」を「100分の128」に改め、同条第5号中「100分の110」を「100分の108」に改め、同条第6号中「100分の102」を「100分の100」に改め、同条第7号中「100分の83」を「100分の81」に改める。

第4条第2号中「100分の140」を「100分の110.38」に改め、同条第3号中「100分の150」を「100分の149」に改め、同条第4号中「100分の180」を「100分の179」に改め、同条第5号中「100分の140」を「100分の138」に改め、同条第6号中「100分の120」を「100分の118」に改め、同条第7号中「100分

の「101.8」を「100分の99.8」に改める。

第5条第1項第2号中「100分の183.5」を「100分の158.88」に改め、同項第3号中「100分の209」を「100分の205」に改め、同項第4号中「100分の151」を「100分の148」に改め、同項第5号中「100分の79.3」を「100分の77.3」に改め、同条第2項第1号中「100分の130」を「100分の125.5」に改め、同項第2号中「100分の141.5」を「100分の120.78」に改め、同項第3号中「100分の180」を「100分の178」に改め、同項第4号中「100分の151」を「100分の149」に改め、同項第5号中「100分の79.3」を「100分の77.3」に改める。

附則中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 前2項の場合において、移譲日の前日における県条例附則第19項中「100分の87」とあるのは「100分の83.7」と、移譲日の前日における職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（昭和48年神奈川県条例第49号）附則第3項中「100分の87」とあるのは「100分の83.7」と、移譲日の前日における職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年神奈川県条例第9号）附則第2条第1項中「100分の87」とあるのは「100分の83.7」と、「104分の87」とあるのは「104分の83.7」とする。

（川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成19年川崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の表を次のように改める。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
---------	-----------	---------

第3条	45年	43年
第3条第1号	100分の75	100分の67
第3条第2号	100分の140	100分の128.7 9
第3条第3号	100分の240	100分の178
第3条第4号	100分の160	100分の128
第3条第5号	100分の125	100分の108
第3条第6号	100分の120	100分の100
第3条第7号	100分の110.6	100分の81
第4条第1項第1号	100分の100	100分の80
第4条第1項第2号	100分の145	100分の110.3 8
第4条第1項第3号	100分の195	100分の149
第4条第1項第4号	100分の245	100分の179
第4条第1項第5号	100分の170	100分の138
第4条第1項第6号	100分の125	100分の118
第4条第1項第7号	100分の105.6	100分の99.8
第4条第2項第1号	100分の115	100分の80
第4条第2項第2号	100分の148	100分の152.1 8
第4条第2項第3号	100分の223	100分の178
第4条第2項第4号	100分の248	100分の199
第4条第2項第5号	100分の175	100分の139
第4条第2項第6号	100分の161.6	100分の126

第5条第1項第1号	100分の130	100分の80
第5条第1項第2号	100分の150	100分の158.8 8
第5条第1項第3号	100分の250	100分の205
第5条第1項第4号	100分の180	100分の148
第5条第1項第5号	100分の95.6	100分の77.3

(川崎市特別職員給与条例の一部改正)

第3条 川崎市特別職員給与条例（昭和23年川崎市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「100分の54」を「100分の52」に、「100分の39」を「100分の38」に改める。

(川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第4条 川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成21年川崎市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「100分の31」を「100分の30」に改める。

(川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第5条 川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成16年川崎市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「100分の31」を「100分の30」に改める。

(川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第6条 川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成27年川崎市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「100分の31」を「100分の30」に改める。

附 則

この条例は、平成30年9月1日から施行する。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

国及び他の地方公共団体の退職手当との均衡を考慮して定年等による退職者に係る退職手当の支給の割合等を引き下げするため、この条例を制定するものである。